

29文科高第542号

平成29年9月21日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

文 部 科 学 事 務 次 官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

先の第193回通常国会において、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」（以下「改正法」という。）が成立し、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

また、これを受け、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）」（以下「整備政令」という。）が平成29年9月1日に、下の表3に掲げる省令等が平成29年9月8日に公布され、いずれも平成31年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の制定・改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

なお、改正法及び整備政令によるその他関係法律及び関係政令の所要の規定の整備については、文部科学省のホームページに關係条文等を掲載しておりますので、御参照ください。

表1 法律（平成29年5月31日公布）

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）	<b>【一部改正する法律】</b> ・学校教育法（昭和22年法律第26号） ・その他関係法律
------------------------------	--

表2 政令（平成29年9月1日公布）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）	<b>【一部改正する政令】</b> ・学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） ・その他関係政令
--	--

表3 省令等（平成29年9月8日公布）

専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）	
専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）	
専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）	
専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）	
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）	<b>【一部改正する省令】</b> ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） ・学位規則（昭和28年文部省令第9号） ・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号） ・学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）
学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第111号）	<b>【一部改正する告示】</b> ・学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）

記

## **第一 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）**

### **1 改正の趣旨**

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠である。改正法は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

### **2 学校教育法の一部改正**

#### **(1) 改正の概要**

##### **① 専門職大学の制度化**

ア 学校教育法（以下「法」という。）第83条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすることを定めたこと。（第83条の2第1項）

イ 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第83条の2第2項）

ウ 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこととしたこと。（第83条の2第3項）

##### **② 専門職大学の課程の区分**

ア 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分できることとしたこと。（第87条の2第1項）

イ 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第2項）

ウ 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、法第83条の2第1項に規定する目的を実現するために行われるものとしたこと。（第87条の2第3項）

##### **③ 専門職短期大学の制度化**

ア 法第108条第2項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすることを定めたこと。（第108条第4項）

イ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他

の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第108条第5項）

#### ④学位

ア 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。

（第104条第2項）

イ 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとしたこと。（第104条第5項）

#### ⑤実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができることとしたこと。（第88条の2）

#### ⑥専門職大学等の認証評価

専門職大学等は、専門職大学院を置く大学と同様、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価（分野別認証評価）を受けるものとしたこと。（第109条第3項）

#### ⑦専門職大学院における関連事業者等との協力

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとしたこと。（第99条第3項）

## （2）留意事項

① 専門職大学及び専門職短期大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させ、又は育成することを、機関全体の目的とする大学及び短期大学の制度として創設されたものであること。大学及び短期大学が、その一部の学部や学科において、専門職大学等のように実践的かつ応用的な職業教育を行う仕組みについては、今後、大学設置基準及び短期大学設置基準を改正して、そのための制度を別途整備する予定であること。

② 改正後の法の規定に基づく文部科学大臣の定めとして、関連事業者等との協力による教育課程の編成・実施等に関する事項については専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準において、学位の種類については学位規則第2条の2において、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に関する事項については学校教育法施行規則第146条の2において、所要の定めを行っていること。

③ 法第109条第3項に規定する分野別認証評価について、同項の政令で定める

期間は、専門職大学院におけるこれまでの分野別認証評価の取扱いと同様、学校教育法施行令第40条において、5年以内と定めていること。

- ④ その他修業年限や入学資格，学長，教授その他の職員，教授会に関する規定をはじめ，大学一般及び短期大学一般に係る事項を定める法の規定は，専門職大学及び専門職短期大学にも適用があるものであること。

### 3 その他関係法律の改正

その他関係法律について，改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

## 第二 学校教育法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）

### 第三 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）

### 第四 専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第109号）及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成29年文部科学省告示第110号）

## 第五 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）

### 1 学校教育法施行規則の一部改正

### 2 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正

### 3 専門職大学院設置基準の一部改正

#### (1) 改正の概要

##### ①教育課程の編成方針

専門職大学院における教育課程の編成方針として，産業界等との連携による授業科目の開設や，専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発，当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し，そのための適切な体制の整備等に関する事項を追加したこと。（第6条）

#### (2) 教育課程連携協議会

- ① 専門職大学院は，産業界等との連携により，教育課程を編成し，及び円滑かつ効果的に実施するため，教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第6条の2第1項）

- ② 教育課程連携協議会は，次の者をもって構成するものとしたこと。ただし，専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は，（ウ）の者を置かないことができるものとし

たこと。

ア 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（第6条の2第2項）

イ 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（第6条の2第2項第2号）

ウ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（第6条の2第2項第3号）

エ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者（第6条の2第2項第4号）

③ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第6条の2第3項）

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

## （2）留意事項

① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザリーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。

② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあっては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。

③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。

- ⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。

#### 4 学位規則の一部改正

### **第六 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成29年文部科学省告示第111号）**

〔参考〕 関係資料（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senmon/1395435.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm)

（トップ > 教育 > 大学・大学院，専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学 > 専門職大学等関係法令）を参照